

柏市実証実験サポート補助金交付要綱

制定 令和 6 年 6 月 1 3 日

施行 令和 6 年 6 月 1 3 日

（目的等）

第 1 条 この要綱は，市内を実証フィールドとして実証実験にチャレンジする事業者に対し，柏市実証実験サポート補助金（以下「補助金」という）を交付することにより，社会課題の解決や市民生活の質向上を図り，もって本市の産業振興に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては，柏市補助金等交付規則（昭和 6 0 年柏市規則第 2 9 号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

（対象者）

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は，柏市の保有するフィールドリソースを活用し，今までチャレンジしたことのない取組を行おうとする企業であって，次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 企業が持つシーズを活用し，社会課題の解決や市民生活の質向上のための提案内容を記載した補助金のエントリーシートを提出していること
- (2) 市税を滞納していないこと
- (3) 会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 4 7 5 条若しくは第 6 4 4 条の規定による清算の開始又は破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）第 1 8 条第 1 項若しくは第 1 9 条第 1 項の規定による破産手続き開始の申立てがなされていないこと
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと

(5) 事業活動を行うために必要な法令を遵守し、公序良俗に反していないこと

2 本条第1項の規定にかかわらず、対象者が次のいずれかに該当する場合、補助の対象とならない

(1) 対象者の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は警察当局から排除要請のある者。

(2) 次のいずれかに該当する行為をした者。但し、以下に該当する行為であっても、継続的に、反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者又は法令上の義務の履行としてするもの若しくは、その他正当な理由がある者を除く。

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

（対象事業）

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という）は、次の項目をすべて満たしたものとする。

(1) 柏市が持つフィールドリソースを活用して、社会課題解決を目的としておこなう実証実験であること

(2) 当該製品・サービス・機能の拡充や実証実験等の取組が未発表

のものであること

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、補助事業の対象とはならない。

- (1) 事業のすべてを外注又は委託する事業
- (2) 基礎研究（特別な応用、用途を直接に考慮することなく、仮説や理論を形成するため、又は現象や観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的研究）のための事業
- (3) 事業者が事業経費を負担しない受託事業
- (4) その他市長が不相当と認める事業
（対象経費）

第4条 補助金交付の対象とする経費（以下「対象経費」という）は、前条に規定する補助事業を実施するにあたって必要な経費であり、別表に掲げるものとする。ただし、対象経費が次のいずれかに該当する場合、補助の対象とはならない。

- (1) 他の機関又は制度において助成を受けている
- (2) 税金（収入印紙や消費税及び地方消費税含む）及び事務的経費
- (3) 著しく汎用性が高く、補助事業に係るものとして明確に区分することができない
- (4) 補助対象期間外に、契約や実施、支払いが行われている
- (5) 所定の帳簿類（見積書、契約書、納品書、請求書、領収書、振込控等）の確認ができない
- (6) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切と認められる
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、対象経費の2分の1の額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

2 補助金の額は、2,000,000円を限度とする。
（申請書添付書類）

第6条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) エントリーシート提出時に必要な資料

ア エントリーシート

イ 商業登記簿謄本の写し（発行から３月以内の履歴事項全部証明書）

ウ 直近の決算に係る貸借対照表（決算を一度も迎えていない場合はそれに類するもの）

エ 申請者の概要資料（会社案内又はそれに類するもの）

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 補助金交付申請書提出時に必要な資料

ア 経費内訳書

イ 誓約書

ウ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することができる。

（申請書提出期間）

第7条 申請書の提出期間は、市長が別で定めるとおりとする

（標準処理期間）

第8条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、90日とする。

（実績報告書添付書類）

第9条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 対象経費の支払いが完了したことがわかる資料

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することができる。

（実績報告書提出期間）

第10条 実績報告書の提出期限は、事業終了後30日以内または、実施年度の2月末日のいずれか早い日とする。

（補助金の経理）

第11条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保存しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存は、補助事業完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 補助事業の全部若しくは一部の中止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合、市長は交付の決定の全部若しくは一部を取り消しをすることができる。

- (1) 補助事業者が法令、本要綱に基づく処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 補助事業者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合
 - (5) 補助事業者が申請内容の虚偽、本補助金を活用して取り組む事業に対する国（独立行政法人等を含む）、県が助成するほかの制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合
 - (6) 補助事業者が実施年度の2月末日までに補助事業を完了しなかった場合
 - (7) 補助事業者が規則第12条に定める実績報告及び本要綱第9条に定める実績報告書添付資料を提出しなかった場合
 - (8) 補助事業者が第6条に定める誓約書の内容に違反した場合
- （補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

別表（第4条）

対 象 経 費	
試作費	● ハードウェアの場合 1. 試作品の原材料，資材費 2. 工具等（１０万円未満） 3. リース料（所有権移転しないもの） 4. 外注加工費 ● ソフトウェアの場合 1. 外部ベンダーへの開発委託費 2. 開発ツールやクラウドの利用料
実証実験 関連経費	1. 保険料，機器試験料，警備料などの安全対策費 2. モニター，協力施設への謝金や物品提供 3. 実証先への設置・輸送・調整・カスタマイズ等の導入関連外注費 4. 実証先での稼働に必要なメンテナンス費、燃料費等
その他 経費	他のいずれの区分にも属さないもので，市長が実証事業の実施に必要な経費と認めるもの